

# 議会運営委員会行政視察報告書

日程：平成24年10月22日（月）～平成24年10月24日（水）

視察先：三重県松阪市、三重県四日市市

参加者：西本博之、新開邦彦、重光秋治、麻生豊、宮川誠子、大江弘康、乗越耕司  
小川宏子、執行部職員1名、事務局随員1名

## ●三重県松阪市（10月23日）

【人口】168,017人 【面積】623.77平方km 【財政力指数】0.68

### ◆視察事項 代表質問・一般質問等について

#### 1 議会運営

##### (1) 本会議の流れ

- 7日前 召集告示
- 1日目 本会議開会（提案説明）
- 2日目 一般質問通告期限（正午）
- 3日目 議案に対する質疑通告期限（正午）
- 4日目 本会議（議案質疑→委員会付託、請願・陳情上程→委員会付託）
- 5日目 休会
- 6日目 本会議（一般質問）
- 7日目 本会議（一般質問）
- 8日目 休会
- 9日目 本会議（一般質問）
- 10日目 委員会（環境福祉、文教経済）
- 11日目 委員会（総務生活、建設水道）
- 12日目 休会
- 13日目 本会議閉会（委員長報告、議決）、議会運営委員会

◇会期は休日をはさみ、通常20日前後。

◇2月定例会では当初予算と市長所信に対する代表質疑があり、常任委員会も当初予算と補正予算の2回行われ、会期が10日ほど長い。

◇9月定例会は決算審査が会期前半で行われるので、会期は通常の倍ほど長くなる。

##### (2) 一般質問〈議案に対する質疑以外の市政全般を範囲とした個人質問〉

- ・ 毎定例会行われ、質問時間は1人当たり50分（答弁時間含む）
  - ・ 質問は通告制、通告書は文書持参又はFAX。通告期間は初日本会議散会後から翌日の正午まで
  - ・ 質問順序は受付時にくじ引きで決める
  - ・ 質問方法は、総括方式、一問一答方式、分割方式の選択制
- 総括・分割方式は理事者が1回目答弁は答弁席で行い2回目からは自席で答弁

し、一問一答方式はすべて自席で答弁

(3) 代表質疑〈当初予算と市長の所信に対する代表質疑〉

- ・ 質疑は会派代表制。発言時間は1会派20分に会派議員一人当たり20分を加算した時間（答弁時間含む）。会派に属さない議員は代表質疑終了後に一人20分の質疑ができる
- ・ 質疑は通告制、通告書は文書持参又はFAX。通告期間は初日本会議散会後から質疑日の3日前の正午まで
- ・ 質疑順序は議運でくじ引きで決める
- ・ 会派の持ち時間の中で関連質疑を認める

(4) 議案質疑〈議案に対する質疑〉

- ・ 質疑時間は申し合わせで一人60分を目安
- ・ 質疑は原則、通告制

## 2 委員会について

(1) 常任委員会

- ・ 総務生活、環境福祉、文教経済、建設水道の4委員会
- ・ 定例会中の常任委員会は1日2委員会同時開催
- ・ 委員でない議員が出席し、委員会の許可を得て発言できる

(2) 議会運営委員会

- ・ 定数9人、任期は1年
- ・ 会派人数による按分で選出（会派要件は3人以上）

(3) 特別委員会

○決算調査特別委員会

- ・ 決算審査は分科会方式。全議員（議長、監査委員除く）で決算調査特別委員会を構成し決算議案が付託され、さらに分科会へ分担送付
- ・ 4つの分科会（常任委員会と同じ構成）の所管に応じ、1日1分科会で審査
- ・ 特別委員会で分科会長報告をし、その後、特別委員長報告を行い議決する

○議会改革特別委員会

- ・ 全議員参加で構成。下部組織として10人の作業部会
- ・ 議会基本条例の制定のため平成23年3月に設置

## 3 その他（議会改革の取り組み）

(1) 議会改革検討委員会の設置

議会を活性化し、市民の負託に的確に応える目的で平成22年2月に設置  
10人の委員で、議会のあり方など議員が提起した127項目の課題について協議し、23年3月に全員協議会で結果報告を行った

(2) 議会改革特別委員会の設置

23年3月に議会改革検討委員会を引き継ぎ、特別委員会として発足  
全議員で構成し、下部組織として10人の作業部会を設置

(3) 議会基本条例の制定

議会改革特別委員会で協議を進め、24年11月に基本条例を制定施行

(4) 議会改革特別委員会で定めた改革事項

議員の賛否の公表

一般質問の選択方式

正・副議長選挙の立候補制

議員の各種審議会からの辞退

決算審査における分科会方式の導入

議員間討論の導入 など



【委員の感想】

○代表質問は当初予算と市長の所信がある定例会で行われ、会派の発言時間は20分に構成人数一人当たり20分を加えた時間とされている。質問順はくじのため大人数の会派が続く場合、定時を超える場合もありうる。発言時間について検討中とのことと今後の参考にしたい。

○一般質問の質問時間は答弁を含め50分とされ、単刀直入な質問と端的な答弁が生まれていると思った。また、代表質疑は当初予算と市長の所信に対する質疑とされており、本市も取り入れたらよいと思う。

○予算、決算とも全議員による分科会方式としている点が印象に残り、本市では決算特別委員会において委員でない議員の出席が少ない傾向があり、認識向上を図る意味でも取り入れるべきと思う。

- 議会は会派制度を原則とし、質問方法はコンパクトにして内容重視の考えが実践されており、また決算特別委員会は常任委員会による分科会方式により、その中で議員間討議方式を組み入れ、充実した型を求められていた。
- 決算審査を、議長と監査委員を除く議員全員により、分科会方式で行うなどの改革を実行している。決算審査に重点を置く姿勢は参考になる。
- 本市において改革の必要性を感じた点として、決算特別委員会が常任委員会と同メンバーの構成で1日1分科会方式により全議員で審査が行われている点や、松阪市で決算審査の時に取り入れられていた議員間討議に本市でどう取り組むかなどである。
- 33歳新人市長の当選で、議員報酬カットが提案され、議会との間で緊張状態に。市議選挙で報酬が争点となる等を経て、議会改革に積極的にならざるを得なくなったとのこと。
- 議会改革を推進される中で議員の賛否公表、正副議長選挙の立候補制導入、議員の各種審議会からの辞退、決算審査分科会方式導入、一般会計歳入分割方式導入、議員間討論導入など、全議員が意識を高く持ち取組みをされていることについて大いに参考にすべきと感じた。
- 正副議長選出が立候補制となっていることは合理的であり、取り入れるべきと感じた。
- 議場の設備として「書画カメラ」が導入され、質問議員の貴重な戦力になっている。本市では議員が説明パネルの作成にコストや時間を費やしているが、誰もが簡単に使える設備として設置して頂きたい。
- 質問席で書画カメラを使用する方法は、説明資料のツールとして参考にすべきと思った。

## ●三重県四日市市（10月24日）

【人口】307,766人 【面積】176平方km 【財政力指数】1.10

### ◆視察事項 通年議会について

#### 1 通年議会について

(1) 四日市市議会基本条例に規定 -- 平成23年5月制定施行

〈第9条 定例会を年1回とし、会期を通年とする〉

会期：5月から翌年4月まで（5/17～4/27の347日間で実施）

年4回の定例月議会と必要により緊急議会を開催

(2) 通年議会の目的

災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応できる

常任・特別委員会の活動を活発化し、所管する部局の課題に素早く対応

(3) 定例会の会議の種類等

「開会議会」：定例会を召集し最初にかく議会（これまでの5月臨時会）

会期決定、正副議長選挙など

「定例月議会」：6月・9月・11月・2月（これまでの定例会）

一般質問を実施（2月は代表質問）

議案審議・委員会審査（決算議案は9月、当初予算議案は2月）

「緊急議会」：定例月議会以外で緊急に必要が生じた際にかく（これまでの臨時会）

「閉会議会」：閉会に際し必要により開く会議

(4) 通年議会の効果

①いつでも会議を開ける

・災害時の緊急対応

・市長の専決処分が不要となる（例）市税条例の改正⇒緊急議会

②常任委員会の活性化

所管事務調査等で継続的に実施

#### 2 議会改革について

◇議会基本条例の制定（平成23年5月）

基本方針の3本柱

「市民との情報共有」「市民参加の推進」「議員間討議の活性化」

特徴的な事項

・通年議会

・反問権 -- 質問趣旨の確認、対案の提示など

・文書質問 -- 議会期間中以外、質問・答弁は全議員へ配布

#### ◇議員政策研究会

全議員で構成し、市政の課題を意見交換して共通認識を醸成し、政策立案機能の向上を図る場として設置

#### ◇議会報告会

定例月議会ごとに開催し、議会が地域に出て議案審査の経過等を説明する

4 常任委員会が分担して各地域で開催する

議会と市民がテーマを設け意見交換する「シティミーティング」と同時に、二部構成で実施

#### ◇市議会モニター

市民自治基本条例に規定する、議会の情報公開と市民参加の取組みとして設置

地域からと大学生の推薦及び一般公募（現在推薦 43 人、公募 6 人）

役割は、本会議・委員会等を傍聴し意見を文書で提出し、議員との意見交換会に出席して意見を述べる など



#### 【委員の感想】

○通年議会のメリットとしては、いったん議会が開催されればいつでも議長による参集が可能で、すみやかな議会対応ができること、専決がなくなってきたこと、常任委員会が活性化したことなどがあり、一方で議会の会議が増え、日程調整を含めて議員や事務局の負担が増す中で、事務局員の高い能力が必要になると思った。

○会期を通年にすることにより、必要に応じ議長が速やかに本会議を開くことができ、突発的・緊急な行政課題に対応でき、専決処分も少なくなり、請負契約締結議案等の早期議決、執行が可能になっている。

○通年議会について4 定例議会制と比べ表面的な差は見られないが、随時、委員会が開催でき会議は 1.7 倍と増え活動が活発となったことで、日程調整等の苦労は増し

たものの、議会・執行部とも向上につながっていると思った。

○通年議会のあり方や、議会報告会、シティミーティング、パブリックコメント、議会モニター制度等、開かれた議会としての取り組みは実績があり、さらに成熟していく現状が理解できて、わが市に参考になる点が多くあった。

○通年議会の流れは非常に参考になった。我々議会が通年議会を考える前に議員全員の意欲、意識を一つにし高める必要があると感じた。

議会改革を推進するうえで議員一人一人の意識が大切であると同時に、議会事務局の体制の重要性も改めて感じた。

○四日市市は全国の市議会ですべて通年議会を実施している。通年にしておけば議長の権限でいつでも開けるし、専決処分は必要なくなる。また、いつでも意見書が出せる。執行部の抵抗が強かったが、以前と余り変わらない日程とし説得した。

○四日市市は住民のボランティア活動が盛んで、市議会への関心も高いと思われ、そのため議会基本条例の完成度は高いものとなっており、通年議会をいち早く取り入れるなど、個々の議員も勉強せざるを得ない環境になっている。

本市議会において、市民と意見交換する出張議会等を行おうとしても、現状では一方的な陳情の場になると思われるが、脱却するには中長期的に計画をたて、議員の意識と市民の意識との双方を変えていく必要があると感じている。

○「シティミーティング」を開催し、テーマごとに市民と議員の意見交換の場を設け、議会報告会と二部形式で始めている点は、具体的な取り組みを本市も検討していく必要があると思う。また、市議会モニター制度は、市民協働のまちづくりを目指している本市において是非参考にすべき。

○早くから議会改革に取り組み、市活懇・議員政策研究会等で議員間の共通認識の醸成を図り、議会の政策立案機能や議員資質を向上させる取り組みや、市議会モニターの設置、シティミーティングの開催で市民の声を議会運営に取り入れるなどの、様々な改革・活動を通し第1回マニフェスト大賞地方議会特別賞を受賞されたことが理解できた。賞賛し拍手を送りたい。

○様々な議会改革を実施されており、所管事務調査も活発化し、常任委員会開催が1.7倍に。反問権には反論を含まれる。また、休会中には文書質問ができるようにしている。議会基本条例の基本理念に掲げた言葉等はわかり易く簡潔に真髓をついており、あらゆる面で素晴らしいと感じた。かくありたいと思える議会であった。